いざというとき、みなさんに行っていただきたいこと

警報が発令されたら

武力攻撃や大規模テロなどが迫ったり、発生した地域には、市からサイレンなどを使ってみなさんに注意を呼びかけることとしています。また、テレビやラジオの放送や消防の広報車両などを通じて、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、さらに、みなさんに行っていただきたいことをお伝えします。

警報が発令されました。 ○○地域が攻撃を受けています。 落ち着いて行動してください。



落ち着いて情報を収集しましょう

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報の 収集に努めましょう。

屋内にいる場合には

- ●ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ●ドア、壁、窓ガラスから離れましょう。

屋外にいる場合には

- ●近くのビルなど堅ろうな建物の中に入りましょう。
- ●自家用車などを運転している方は、できるだけ道路外の場所に 車両を止め、緊急通行車両の妨げとならないようにしてください。

避難の指示が出されたら

みなさんの安全を守るため、屋内への避難、近くの避難所への避難、市町や 県の区域を越えた避難など状況に応じた指示が、県や市などから出されます。 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難に際し、ご注意いただくこと

- ●県や市などの指示に従い、避難しましょう。(避難経路や交通手段などについても 地震や洪水などの自然災害と違い、その時々の事態の状況に応じて決められます。)
- ●身分を証明できる運転免許証などを携行しましょう。
- ●自然災害の場合と同様に、家の戸締まりや近所の人に声をかけましょう。



(日頃からの準備が大切です。)

みなさんにご協力をお願いしたいこと

国民保護においても、自然災害の場合と同様に住民の避難や被災者の救援などに際し、みなさんのご協力が不可欠です。次のようなご協力をお願いすることがあります。

住民の避難や救援の援助





消火活動、負傷者の搬送、 被災者の救助などの援助

保健衛生の確保に 関する措置の援助

/衛生広報等のために保健 所等が作成したパンフレッ トの配布等 避難に関する 訓練への参加

- ◎住民のみなさんのご協力は任意であり、 強制はいたしません。
- ◎住民のみなさんにご協力を要請する場合、 安全の確保に十分配慮します。
- ○救援のための収容施設や医療施設を確保するため、土地や家屋等を使用させていただいたり、食品、医療品などの物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。
- ※ご協力をいただいたことにより損失が生じた場合、その損失を補償します。

☆八幡浜市の国民保護計画

八幡浜市のホームページ

http://www.city.yawatahama.ehime.jp/のトップページから「暮らしの情報 業務 案内」→「危機管理室」でご覧ください。

- ☆内閣官房国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.jp/
- ☆**愛媛県の国民保護に関するホームページ** http://www.pref.ehime.jp/
- ☆消防庁国民保護のホームページ http://www.fdma.go.ip/

問い合わせ先

八幡浜市役所 危機管理室 〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号 TEL 0894-22-3111 FAX 0894-24-0610

武力攻撃や大規模テロなどから身を守るために

~八幡浜市国民保護計画のあらまし~

はじめに

市では、平成19年3月に「八幡浜市国民保護計画」を作成しました。

この計画は、武力攻撃事態や緊急対処事態等において、住民の避難や救援などの的確・迅速な実施を図ることにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としたものです。(根拠法:国民保護法〔武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律〕〈平成16年9月施行〉)

このパンフレットは、「国民保護とは何か」、武力攻撃や大規模テロなどに際して「みなさんが どのように行動すればよいか」などについてとりまとめたものです。

対象となる事態

国民保護計画が対象とする事態は大きく分けて武力攻撃事態と緊急対処事態があります。

武力攻撃事態とは

我が国に対する外部からの武力攻撃が 発生した事態(武力攻撃が発生する明 白な危険が切迫していると認められる場 合を含む)

以下の4つの類型を想定しています。

ゲリラ・特殊部隊

弾道ミサイル

航空攻擊

着上陸侵攻

緊急対処事態とは

いわゆる大規模テロなど武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態(このような行為が発生する明白な危険が切迫していると認められる場合を含む)

<事態例>

- ○大規模集客施設、ターミナル駅の爆破 ○原子力発電所の破壊、石油コンビナート
- などの爆破
- ○生物剤や化学剤の大量散布
- ○航空機等による自爆テロ など







左のマークは民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標識です。 このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書Iに規定されており、民間防衛団体、 その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。

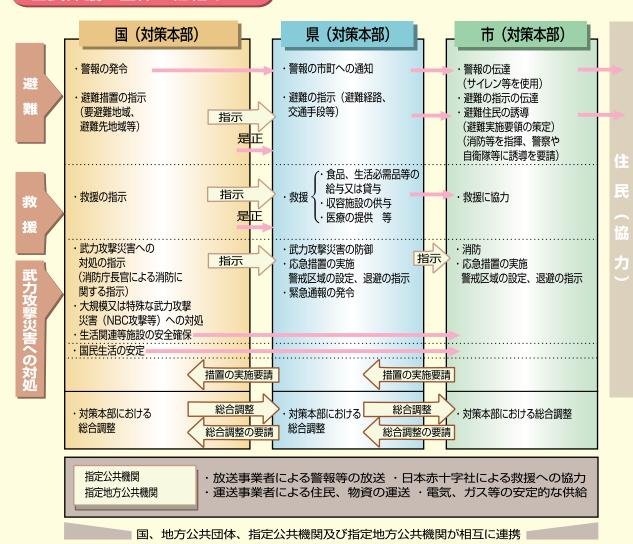
八 幡 浜 市

国民保護とは

武力攻撃や大規模テロなどからみなさんの生命、身体及び財産を守るためのしくみです。

国、県、市などは、協力して**「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」**などの措置を行います。

国民保護の全体の仕組み





●独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、 通信その他の公益的事業を営む法人。

指定地方公共機関

●都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公 社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人。

NBC 攻撃

●核兵器、生物兵器又は化学兵器による攻撃。

NBC 災害とは、「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)による災害です。

生活関連等施設

●国民保護法第102条第1項に規定する施設(発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等)。

避難のしくみ

国は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認め るとき、警報の発令や避難措置の指示を行います。

これを受け、県は、警報の通知や避難の指示を行います。これらの情報は、市の防災行政無線やテレビ放 送などを通して、みなさんに伝達されます。

救援のしくみ

住民の避難が行われた場合や武力攻撃災害により被災した場合、避難住民や被 災者に対し、食品・生活必需品の提供や医療の提供などの救援を行います。

避難所の開設や炊き出しなどの救援活動は、県、市、日本赤十字社などが力を 合わせて実施します。

【救援の内容】

10

◎収容施設の設置、食品・飲料水の提供、生活必需品の提供、医療の提供など

*避難、救援などにあたっては、高齢者、障害者などの方々に特に配慮します。



武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市が一体となって対処します。





住民が危険な場所に入ら ないよう警戒区域を設定





放射性物質などによ



緊急対処事態への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される緊急対処事態(大規模テロなど)については、 原則として武力攻撃事態等への対処に準じて住民の避難や救援などを行います。

身の回りで急な爆発が起こったら

武力攻撃等の際においても、自ら安全を守る意識や行動が大切です。例えば、 身の回りで急な爆発が起こった場合には、ただちに姿勢を低くし、身の安全を守 りましょう。その後、爆発が起こった建物などから速やかに離れましょう。

【火災が発生した場合】

- ◎できるだけ低い姿勢をとり建物から出ましょう。
- ◎直接煙を吸わないよう、口と鼻をハンカチなどでおおいましょう。











